

質問事項

企業が社員食堂を設置し、その社員食堂の運営を外部業者に委託している場合において、その企業の社員がその社員食堂で提供を受ける食事を所得税基本通達 36-38(1)の「使用者が調理して支給する食事」として評価するためには、その企業が食材の在庫管理を自ら行わなければならないのか。

国税庁の回答

- 1 「使用者が調理して支給する食事」については、「その食事の材料等に要する直接費の額に相当する金額」により評価することとなっております（所得税基本通達 36-38(1)）。
また、「使用者が購入して支給する食事」については、「その食事の購入価額に相当する金額により評価」することとなっております（所得税基本通達 36-38(2)）。
- 2 なお、使用者が社員食堂を外部業者に委託している場合であっても、企業が外部業者に対して、①社内の食堂や調理場等の施設を無償で使用させ、かつ、②食事の材料等を提供している場合には、企業の社員が社員食堂で提供を受ける食事を所得税基本通達 36-38(1)の「使用者が調理して支給する食事」として取り扱うこととしています。
- 3 さらに、その外部業者が材料等の仕入れを行うこととしているときであっても、その外部業者が企業に請求する材料費その他の費用の内訳が適正かつ明確に区分されているときには、上記2と同様に、企業の社員が社員食堂で提供を受ける食事を所得税基本通達 36-38(1)の「使用者が調理して支給する食事」として評価して差し支えないこととなっております。
- 4 したがって、企業が社員食堂を設置し、その社員食堂の運営を外部業者に委託している場合において、企業が食材の在庫管理を自ら行っていないときであっても、その外部業者が企業に請求する材料費その他の費用の内訳が適正かつ明確に区分されているときには、企業の社員が社員食堂で提供を受ける食事を所得税基本通達 36-38(1)の「使用者が調理して支給する食事」として評価して差し支えないこととなっております。